

## 「幾春別川総合開発事業マネジメント委員会」規約（案）

### （名称）

第1条 本会の名称を、幾春別川総合開発事業マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 委員会は北海道胆振東部地震等の自然現象、物価上昇等の不可避事象が生じている幾春別川総合開発事業における、事業マネジメントの一層の充実を図るため、事業の進捗状況及び見通しやコスト縮減策について、事業者に対し意見を述べることを目的とする。

### （審議事項）

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 事業の進捗状況及び見通し
- 二 コスト縮減策

### （委員等）

第4条 委員会は、別紙1に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は各年度毎の1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 4 オブザーバーは別紙2の通りとする。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### （委員会の開催）

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員等以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- 3 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催概要については公表する。
- 4 委員等は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。
- 5 委員会の成立は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

### （事務局）

第7条 委員会の事務局は、札幌開発建設部に置く。

### （雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則（施行期日）

この規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。

## 第4条第1項の委員（委員は50音順：敬称略）

委員会役職	氏名	職業
委員	石井 吉春	北海道大学公共政策大学院客員教授
委員	泉 典洋	北海道大学大学院工学研究院教授
委員	平井 康幸	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所 寒地水圏研究グループ グループ長
委員	向田 直範	北海学園大学名誉教授
委員	山下 弘市	元北海道土木技術会コンクリート研究委員会委員

## 第4条第4項のオブザーバー

オブザーバー
北海道建設部河川砂防課
電源開発株式会社
北海道企業局工業用水道課
桂沢水道企業団
三笠市
岩見沢市
美唄市